

情報ネットワーク利用規程

20規程第9号
平成20年8月6日

(目 的)

第1条 この規程は、財団法人高輝度光科学研究センター（以下「財団」という。）が大型放射光施設（SPring-8）及び関連施設（以下「当施設」という。）を管理運営し、また、その共用を促進するにあたり、利用者が使用する大型放射光施設OA系情報ネットワーク（以下「本ネットワーク」という。）の健全で円滑な運用及びセキュリティ対策を行うことを目的とする。

(利用目的)

第2条 本ネットワークは当施設での研究、支援、選定等の業務全般及び情報化の向上のために利用することを目的とする。

(範 囲)

第3条 本ネットワークの適用範囲は、当施設敷地内における以下の情報ネットワークシステムの基幹部等を指す。

- (1) 本ネットワーク基幹部及び室内壁コンセント
- (2) 独立行政法人理化学研究所播磨研究所（以下「理研」という。）における情報ネットワーク基幹部接続点
- (3) 独立行政法人日本原子力研究開発機構、兵庫県立大学高度産業科学技術研究所及び兵庫県放射光ナノテク研究所における情報ネットワークルータ等接続点
- (4) 当施設内に設置される情報機器
- (5) その他情報ネットワークシステムの基幹部等で本ネットワークの管理者が認めたもの

(管 理 者)

第4条 本ネットワークを管理・運営するために、管理者を置く。

2 管理者は制御・情報部門長とする。

(利 用 者)

第5条 本ネットワークを利用できる者は、次の通りとする。

(1) 財団、理研の役職員

(2) SPring-8共用施設及び専用施設の利用者等

(3) 当施設での研究、支援、選定等の業務に携わる者

(4) その他本ネットワークの管理者が適当と認めた者

(禁 止 事 項)

第6条 本ネットワークの利用に当たっては、次の行為を禁止する。

(1) 公序良俗に反する行為 (誹謗中傷、猥褻等)

(2) 第三者の人権、知的財産を侵害する行為

(3) 第三者に迷惑または損害を与える行為

(4) ウイルスなどで情報資源を破壊する行為

(5) 情報資源への不法侵入を目的としたプログラム等の作成及び配布する行為

(6) その他ネットワークの正常な運用を妨げる行為

(権 限)

第7条 管理者は、第6条に定める行為があった場合は、これを調査し、違反者に対して本ネットワークの利用を停止することができる。

2 管理者は、本ネットワークの健全性を維持するために、予めネットワークアクセスの記録を取ることができる。

(その他の必要事項)

第8条 この規程に定めるもののほか、本ネットワークの利用について必要な事項は別

に定める。

附 則

この規程は、平成20年8月6日から施行する。